

南三陸町が、町外の地域密着型サービス事業所を指定すること 及び 他市町村が、町内地域密着型サービス事業所を指定することに同意すること に係る南三陸町の基本的な考え方

地域密着型サービスは、原則としてサービス事業所がある市町村の被保険者のみが、利用できます。これは、要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としているためです。

しかし、被保険者に下記のような特別な事情がある場合、特例としてサービス事業所の所在市町村の同意により、他市町村の被保険者の利用が可能となっています。

南三陸町では、次の基本的な考え方により、指定同意の依頼、指定への同意を行います。

1. 南三陸町外の事業所を、南三陸町が指定する にあたり勘案する事項

【利用者：南三陸町、サービス事業所：町外】

- (1) 指定を受けようとする事業所の定員に対する利用状況に空きがあり、南三陸町の被保険者を受け入れることが可能であること。
- (2) 指定を受けようとする事業所の所在地が隣接市町村である場合、同類のサービスを行う他の指定地域密着型サービス事業所（南三陸町所在）の定員に対する利用状況に空きがないこと。
- (3) 南三陸町が当該事業所を指定することについて、その事業所の所在市町村が、同意していること。
- (4) 他市町村に在住する親族宅等へ一時的に滞在しているなど、南三陸町内に所在する事業所の利用が、地理的に困難であること。
- (5) 虐待等の恐れなどにより、一時的に住民票を移さずに他市町村に居住しているなど、利用を希望する被保険者にやむを得ない理由があること。
- (6) 指定を受けようとする事業所は、その所在市町村から既に指定地域密着型サービス事業所として、指定を受けていること。

2. 南三陸町に所在する事業所を、他市町村が指定 することに同意を行うあたり勘案する事項

【利用者：他市町村、サービス事業所：南三陸町】

- (1) 指定を受けようとする事業所の定員に対する利用状況に空きがあり、町外の被保険者を受け入れることが可能であること。
- (2) 利用を希望する被保険者の保険者（他市町村）が、南三陸町へ同意を求めていること。
- (3) 虐待等の恐れなどにより、一時的に住民票を移さずに南三陸町に居住しているなど、利用を希望する被保険者にやむを得ない理由があること。
- (4) 指定を受けようとする事業所は、南三陸町から既に指定地域密着型サービス事業所として、指定を受けていること。